

【委員会記録】

大西委員長

ただいまから、文教厚生委員会を開会いたします。(10 時 34 分)

議事に入るに先立ち、委員の派遣について御報告いたします。

さきの委員会以降、私を含め、2人の委員から調査計画書の提出がありました。

内容は、扶川委員が、9月6日から2日間、厚生労働省社会・援護局を訪問し、生活保護制度の運用や生活困窮者の「絆」再生事業について、私が、7月3日から2日間、江戸川区教育委員会を訪問し、学校教育の推進について、また、参議院議員会館を訪問し、介護保険事業の推進についてなど、7月9日から3日間、東京都のNPO日本視覚障がい情報普及支援協会を訪問し、福祉対策の推進について、また、東京都立中部総合精神保健福祉センターを訪問し、保健医療対策の推進についてなどを調査するものであり、内容を確認の上、正副委員長において派遣決定し、許可いたしましたので、御報告しておきます。

なお、議長及び委員長あて、委員派遣調査報告書が提出されておりますことを申し添えておきます。

それでは、議事に入ります。

これより、当委員会の閉会中継続調査事件を議題といたします。

まず、教育委員会関係の調査を行います。

この際、教育委員会関係の9月定例会提出予定議案等について、理事者側から説明を願うとともに、報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【提出予定議案等】(資料①)

- 議案第1号 平成24年度徳島県一般会計補正予算(第3号)
- 議案第17号 徳島県高等学校修学等支援基金条例の一部改正について

【報告事項】

- 教育委員会の点検・評価について(資料②)
- 平成26年度新設統合高等学校の校名決定の方法等について(資料③)
- 阿南市及び三好市・東みよし町地域の高校再編計画【骨子(案)】に対する意見募集の結果概要について(資料④)
- ドイツ・ニーダーザクセン州との教育分野の交流について
- 通学路における緊急合同点検について

佐野教育長

9月定例県議会に提出を予定しております教育委員会関係の議案等につきまして、御説明申し上げます。今回、御審議いただきます案件は、平成24年度9月補正予算案と条例案1件でございます。

それでは、お手元に配付しております文教厚生委員会説明資料の1ページをお開きください。

一般会計の歳入歳出予算の総括表でございます。

今回の一般会計補正予算の総額は、表の一番下の段の計欄に記載いたしておりますとおり、2億 7,821 万 9,000 円の増額をお願いするものであり、この結果、平成 24 年度一般会計予算の総額は、827 億 7,882 万 4,000 円となっております。

なお、補正額の財源内訳につきましては、計欄の上段に括弧書きで記載いたしておりますとおりでございます。

続きまして、3ページをお開きください。

課別の主要事項でございますが、その主な事項につきまして順次、御説明申し上げます。

まず、施設整備課でございます。

高等学校費における学校建設費の①高校施設整備事業費といたしまして、アの高校施設 耐震診断・改修事業では、城北高校ほか4校における大規模耐震改修工事を実施する経費といたしまして、2億 3,062 万 1,000 円を計上いたしております。

4ページをお開きください。

学校政策課でございます。

事務局費の①管理運営費のアの高等学校等就学支援金では、平成 24 年7月から、就学支援金の支給限度額の加算対象に、公立専修学校高等課程が追加されたことに伴う就学支援金の加算分として、14 万円を計上いたしております。

教育指導費の①学校教育振興費におきまして、国等の補助、調査研究事業である8事業分で、計 2,324 万 3,000 円を計上しております。

カの高校生留学促進事業は、高校生の留学に係る経費を補助することにより、留学の促進を図るものでございます。

キの国際的視野の涵養と留学機運の醸成事業は、高校留学経験者による体験講話や留学相談などの事業を実施する高校生留学等推進協議会の開催や海外勤務、留学等の経験者を特別非常勤講師として県内の高校に派遣し授業を実施するなど、グローバル人材の育成のため、高校生に国際的な視野を持たせるとともに、海外留学への機運を喚起する取り組みを行うものでございます。

②生徒指導費のアのいじめをなくす心と命の絆育成事業では、他県で発生したいじめが背景事情として認められる自殺事案をはじめ、児童、生徒のいじめ問題へのきめ細かな対応が喫緊の課題となっていることから、教育シンポジウムの開催、大型量販店、コンビニ店舗との連携による見守り活動の充実など、いじめ根絶に向けた機運を高めていくとともに、いじめ問題の入り口部分での対策を強化していく経費として、600 万円を計上するものでございます。

続きまして、5ページをごらんください。

特別支援教育課でございます。

教育指導費の①特別支援教育振興費におきまして、アの特別支援教育に関する教育課程の編成等についての実践研究では、国の委託事業における委託料の増額に伴う補正といたしまして、19 万 4,000 円を計上いたしております。

6ページをお開きください。

体育学校安全課でございます。

保健体育総務費の①学校安全管理指導費におきまして、アの学校の防災力強化事業では、選定校に建築士を派遣し、避難経路、避難場所の点検を実施し、その結果に基づく助言等を学校防災管理マニュアルに反映させるなど、学校の防災力を強化する取り組みといたしまして、120 万円を計上するものでございます。

続きまして、7ページをごらんください。

文化の森統括本部でございます。

文化の森総合公園文化施設費の②近代美術館運営費におきまして、アの展示事業費では、独立行政法人日本芸術文化振興会の助成事業である企画展「墨と紙が生み出す美の世界」に係る助成の交付決定に伴う補正といたしまして、210 万円を計上いたしております。

続きまして8ページをお開きください。

2のその他の議案等といたしまして、(1)の条例案でございます。

アの徳島県高等学校修学等支援基金条例の一部を改正する条例についてでございますが、公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令の一部が改正されたこと等にかんがみ、徳島県高等学校修学等支援基金について、当分の間、県が行う高等学校等の生徒の授業料の軽減に係る措置に要する経費の財源に充てる場合に、基金を処分することができる旨の規定を加えるものでございます。なお、施行期日は、公布の日からでございます。

続きまして、5点、御報告させていただきます。

1点目は、教育委員会の点検・評価についてでございます。

平成 19 年6月に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、教育委員会は、毎年、学識経験者の知見を活用し、その権限に属する事務の管理、執行状況について点検、評価を行い、その結果に関する報告書の議会への提出と公表が、平成 20 年度より義務づけられました。このため、前年度となる平成 23 年度における事務の管理、執行状況について点検、評価を行い、お手元の資料1教育委員会の点検・評価として取りまとめ、去る9月 10 日に県議会議長あてに提出いたしました。本日は、この報告書の概要につきまして、簡単に御説明させていただきます。

お手元の資料の7ページをお開きください。

教育委員会の活動報告といたしまして、教育委員会の組織、会議等の開催状況及びその他の活動につきまして、13 ページにかけて記載しております。

次に、17 ページをごらんください。

点検・評価項目の実績値等の一覧表でございます。

点検、評価の対象といたしましては、徳島県教育振興計画における 109 の重点事業において、点検、評価を行いました。平成 23 年度の進捗状況、目標値に対する達成率を評価指標の1つとして 22 ページにかけて記載いたしております。

次に 25 ページをごらんください。

点検・評価結果の概要でございます。

6つの基本方針ごとに、平成 23 年度における主な取り組みを記載するとともに、取り組み状況を踏まえた

評価及び評価を踏まえた今後の主な取り組みと方向性などを 38 ページにかけて記載しております。

次に 41 ページをごらんください。

重点事業の点検・評価結果でございます。先程の点検・評価項目の実績値等の一覧表についてできるだけわかりやすく文章で表したものでございます。

6つの基本方針に分類された事業ごとに、事業目的と平成 23 年度における取り組み状況を記載するとともに、取り組み状況を踏まえた評価及び評価を踏まえた今後の取組及び方向性などを 96 ページにかけて記載しております。

2点目は、平成 26 年度新設統合高等学校の校名決定の方法等についてでございます。

お手元にお配りしております資料2をごらんください。

美馬市・つるぎ町地域におきまして、貞光工業高校と美馬商業高校を再編統合し、平成 26 年度の開校に向けて準備を進めており、去る9月1日より新設統合高校の校名募集を始めたところでございます。

新高校の校名決定の方法についてでございますが、次のような手順で決定することとしております。1の決定方法といたしまして、校名を広く公募し、両校のPTAや教育関係者などで構成する校名候補選定委員会の委員及び両校から校名候補の推薦を受け、校名候補推薦リストを作成いたします。校名候補選定委員会において、そのリストをもとに候補を絞り込み、その中から教育委員会が決定することとしております。

2のスケジュールといたしましては、まず、校名候補選定委員会を8月に開催し、校名候補の選定方法等について御協議をいただきました。9月末までの1カ月間、一般公募を行っており、来月には、応募作品の中から、選定委員と両校に校名候補として各5点程度を推薦していただき、校名候補推薦リストを作成いたします。その後、第2回目の校名候補選定委員会において、校名候補を3点程度に絞り込んでいただき、最終的には、11月の教育委員会定例会で決定することとしております。新高校の校名につきましては、広く県民に親しまれ、愛され、生徒たちが誇りと希望を持つことができる名称となるよう、決定したいと考えております。

3点目は、阿南市及び三好市・東みよし町地域の高校再編計画骨子(案)に対する意見募集の結果概要についてでございます。6月7日から7月6日まで実施いたしました意見募集の結果概要につきまして、御報告いたします。

まず、お手元の資料3阿南市地域の高校再編計画骨子(案)に対する意見募集の結果概要をごらんください。

2の意見提出者数につきましては、阿南市内の小学校、中学校の保護者の方などを中心に意見募集の御案内を約 7,400 部配布するとともに、市の広報誌などにも御案内を掲載していただいたところ、228 名の方から御意見をいただきました。

3の実施結果の概要につきましては、いただいた御意見の中から再編計画に対する要望、提言の内容を拾い出して、項目別に整理しております。御意見の内容でございますが、(2)では、地域産業を生かした産学官の連携、(3)では、6次産業化への対応や農業経営者の育成を目指す農業科の設置、(4)では、老朽化した校舎の改築などの御意見をいただきました。

また、参考として、骨子(案)に対する賛否という形の意見が多くあったので、人数とその理由を掲載しております。本校の設置場所を理由として、賛同されないという意見を多くいただいております。

続きまして、裏面の三好市・東みよし町地域の高校再編計画骨子(案)に対する意見募集の結果概要をごらんください。

2の意見提出者数につきましては、阿南市地域と同様に、意見募集の御案内を約 3,900 部配布するとともに、広報いたしましたところ、13 名の方から御意見をいただきました。

3の実施結果の概要につきましては、(1)では、地域に貢献できる人材の育成、(2)では、生徒一人一人に目が行き届く環境の整備、(3)では、高校再編は避けて通れないなどの御意見をいただきました。

また、参考として、骨子(案)に対する賛否等につきましては、教育内容の御意見が多数で、賛否という形での表明は少数でした。

以上で、両地域の意見募集の結果概要について、説明を終わらせていただきますが、今後、いただいた御意見も踏まえ、両地域の再編計画(案)を策定することとしており、再編計画(案)をお示しする際に、それぞれの御意見とこれに対する考え方も整理して、公表したいと考えております。

4点目は、ドイツ・ニーダーザクセン州との教育分野の交流についてでございます。

本県とニーダーザクセン州は、平成 19 年9月に交流に関する共同宣言に調印し、経済、環境、教育などさまざまな分野で交流を行っているところです。

このうち教育分野では、学校間交流、教職員交流、博物館・美術館交流の3本柱で取り組みを進めており、とりわけ、徳島商業高校と同州オスナブリュック市のシューラベルク職業学校との学校間交流については、インターネットを使った情報交換等を行うとともに、

昨年 11 月には、シューラベルク職業学校の教員及び生徒6名が本県を訪問し、徳島商業高校が実施した東日本大震災のチャリティーイベントに参加するなど友好を深めてまいりました。

また、教職員交流については、平成 21 年8月から国のREXプログラム、外国教育施設日本語指導教員派遣事業と申しますが、それにより本県教員1名をニーダーザクセン州に派遣し、両県州の架け橋として大きな役割を果たしているところです。

こうした中、去る9月3日から7日の間、副知事を団長とするドイツ公式訪問団の派遣と時期を合わせて教育分野訪問団を派遣し、学校間交流や美術館交流などについて意見交換を行ってまいりました。その結果、訪問期間中の9月6日、徳島商業高校とシューラベルク職業学校の間で友好協定の締結が実現し、商品開発やCM制作などの共同研究に取り組むことになるとともに、美術館交流についても建設的な意見が提案されるなど、大きな成果を収めたところです。

若者の内向き志向が問題とされる中、グローバル人材の育成は大きな課題となっていることから、県教育委員会といたしましては、本県と友好関係を持つ地域との交流を最大限生かして、児童、生徒の国際的視野の涵養や英語を初めとした外国語能力の向上につなげてまいりたいと考えております。

5点目は、通学路における緊急合同点検についてでございます。

本県では、5月に高校生の交通死亡事故が発生し、また、全国的に通学途中の児童、生徒を巻き込む事故が相次いだことから、県教育委員会では、市町村教育委員会、警察、道路管理者等と連携し、小学校単位で通学路における緊急合同点検を進めてきました。

その結果につきましては、学校により報告された危険箇所が 980 カ所、そのうち合同点検を実施した箇所が 868 カ所、対策の実施について検討する箇所が 844 カ所となったことを文部科学省に報告したところでご

ざいます。

今回の合同点検に基づき、早速、登下校時のPTAやスクールガードによる見守り活動の強化や危険箇所を迂回する通学路に変更するなどの対策を講じた学校もあります。県教育委員会といたしましては、今後とも、市町村教育委員会、警察、道路管理者等の関係者と連携、協力のもと、具体的な対策案の検討を行い、通学路のより一層の安全確保に向けて取り組んでまいります。

報告事項は以上でございますが、最後に教職員の不祥事に関し、御報告をさせていただきます。

現在、知事部局に在職している女性職員が、教育委員会事務局在職中の平成 20 年度に行った県外出張中の職務離脱等について、8月1日付で知事部局において、停職1月の懲戒処分を受けました。

また、県立高校の教頭が、業務用パソコンにより、わいせつ画像を閲覧するという事案が発生し、8月23日付で減給6月の懲戒処分を行いました。なお、同教頭からは、同日付で退職願が提出され、自主退職をいたしております。

こうした行為は、教職員としてあるまじきものであり、誠に遺憾であります。今後、このような事態を再び招くことがないよう、改めて、教職員一人一人に対し、綱紀の保持、服務規律の確保について徹底を図り、信頼回復に努めてまいり所存でございます。

以上でございます。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

大西委員長

以上で、説明等は終わりました。

これより質疑に入りますが、事前委員会の質疑については、提出予定議案に関連する質疑及び緊急を要する案件とする申し合わせがなされておりますので、御協力よろしく願いいたします。

それでは、質疑をどうぞ。

扶川委員

幾つかお尋ねしますが、1つはいじめ問題の関係なんですが、今も不祥事の報告がありましたが、現場でのモラルの低下ということと、学校の中でも、大人といえば学校の先生ですから、その先生を見て育つ子供のいじめとは無関係ではないと思います。学校全体としてモラルの向上を図らなければいけない。その具体的な対策が今求められていると思うんですが、報道がされていますけども、いじめの件数について、けさの新聞にも載ってましたが、どういう状況になっているのか推移も含めて教えてください。

秋山いじめ問題等対策企画幹

ただいま扶川委員のほうから、いじめの件数、推移も含めての現状という御質問でございました。いじめの現状と推移を申し上げます。直近の5年間で申し上げますと、平成 19 年度が小学校 296 件、中学校 266 件、高校 22 件、特別支援学校ゼロ件、合計 584 件でございます。平成 20 年度は小学校 137 件、中学校 245 件、高校 13 件、合計 395 件でございます。平成 21 年度は小学校 158 件、中学校 281 件、高校9件、特別支援学校ゼロ件、合計 448 件でございます。平成 22 年度は小学校 150 件、中学校 247 件、高校 10

件、特別支援学校1件、合計 408 件でございます。直近の平成 23 年度は小学校 141 件、中学校 193 件、高校 10 件、特別支援学校ゼロ件、合計 344 件でございます。

扶川委員

平成 19 年度と比べたら減っているというか、平成 22 年度と比べても減っているということですが、数だけでつかみきれない深刻ないじめというのが潜んでいる。1 件でもこういう報告がある状態というのは望ましくないわけで、いじめの内情、中身を把握する有効な方法の 1 つとしてアンケートがあるとされておりまして、県下の学校におけるアンケートの実施、その実績については持っておられますか。

秋山いじめ問題等対策企画幹

県下のすべての学校でアンケートを行ったり、また、生活記録という子供と先生の日記のようなものもございます。また、個別面談も定期的に行っております。そういうさまざまな機会を通じて子供の実態把握を行っておりますが、それでもなかなか子供さんから訴えがないとか、教師の見えないところというのもあるかと思しますので、さらにきめ細かな対応を学校としてはとっていかなければならないと思っております。

扶川委員

生徒というのは毎年変わっていくわけですけど、毎年、すべての学校でアンケートをとられているわけですか。

秋山いじめ問題等対策企画幹

市町村単位でとっているところもございますし、学校単位のところもあり、さまざまですが、それをとりながら把握に努めております。

扶川委員

先ほど報告のあったいじめの件数っていうのは、このアンケートに基づくものなんですか。それとも直接、訴えがあったものなんですか。アンケートの内容との関係で説明してください。

秋山いじめ問題等対策企画幹

アンケートをとって、それで子供の状況がわかります。その状況の中で、聞き取り調査を行って、それで被害、加害と両者の意見を聞きながら、どういう実態だったのかというのを学校のほうでは調査をして、それで、これはいじめであるというふうに認知をしたのが先ほどの数でございます。

扶川委員

深刻ないじめというんですか、身体的暴力を伴うとか、無視をして子供が登校拒否になるとか、そのあたりの実態はどの程度整理されてるんですか。

秋山いじめ問題等対策企画幹

ただいまのいじめがきっかけで不登校になったとか、そういう内容の御質問であったと思いますが、まず、いじめの態様でございますが、どういうふうな中身であったかということもございますけども、ほとんどは冷やかしからい、また悪口というのが大半でございます。また、仲間はずれ、集団による無視ということ、それから軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、そういう順番で続いております。この遊ぶふりをして叩かれたりということが、さらにこういう行為に発展していく1つの具体例であると思っていまして、それが発展して、強くぶつかられたり叩かれたりという例が、平成 23 年度の中で、この回答は複数回答なんですけど、小学校9件、中学校 19 件、高等学校7件、合計 35 件でございます。また、不登校のほうでございますけども、不登校になったきっかけと考えられるものの中で、いじめというもので不登校になった事例が 21 件ございます。

扶川委員

国に対する、文科省の緊急調査の中でも集約されたんだろうと思うんですけども、この結果については、今、現在、ホームページなんかでオープンにされとんですか。

秋山いじめ問題等対策企画幹

ただいまの数字でございますが、これはホームページでオープンにはされておられません。文科省のほうでは、現在、緊急調査が行われているところでございますので、まだ集計もされていないという状況でございます。

扶川委員

相当深刻な状況があるということですよ。そしたら具体的ないじめ、冷やかしからいを含めた数字というのは外には出てないということですけど、どの程度あるのか。教えていただける数字があれば数字で教えていただきたいんですけど。

秋山いじめ問題等対策企画幹

ただいまの数字でございますが、冷やかしか、からかいのところの数字を申し上げます。冷やかしか、からかい、嫌なことを言われるでは、小学校 95 件、中学校 144 件でございます。それから、軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたりというのが、小学校 36 件、中学校 51 件でございます。それから、仲間はずれ、集団による無視をされるというのが、小学校 32 件、中学校 44 件でございます。

扶川委員

不登校につながったのが 21 件もあると。これは本当に深刻に受けとめなければいけないと思うんです。学習機会を奪われるところまでいっているわけですから。いじめに対する卑劣さというものをきちんと教えてい

かなければいけないと思うんですけども、今後の対応も含めて、先ほどの教育委員会の点検・評価を見ても具体的にいじめに関する点検、評価、人権教育っていうのがありますけども、いじめに関しては具体的に書いてないです。これは今後、重点的に対策をとって評価していく項目に入っておるべきではないかと思うんですけど。どうなんですか。

秋山いじめ問題等対策企画幹

ただいまの点検・評価でございますが、点検・評価の中では、豊かな心の育成を図る中に、スクールカウンセラーとかソーシャルワーカーとかの学校への配置というのがございまして、スクールカウンセラーがいじめを発見したり、いじめ問題に対応したりということもやっております。また、子供たちの問題行動の根っこの部分に、生活環境とかという部分がございましたら、それは社会福祉士であるソーシャルワーカーの方にかかわってもらいながら、その改善を図っていくということで、まずは、学校の先生はもちろん一生懸命やっていますが、スクールカウンセラー、ソーシャルワーカーとかの専門家の力をかりるという面で、ここに入っております。

扶川委員

専門家の力をかりつつ、父兄の意識啓発、協力もしていく必要もあると思うんですけども、今、御説明いただいたアンケート結果、私もPTAの会長をやっていたんですけども、その時代には目にしたことがないんです。学校内だけで処理できないということで、弁護士を含めたオンブズパーソンみたいなものをつくっているところも全国にあるし、そういう仕組みづくりをしていこうという方向にあると思うんです。父兄に対するいじめのアンケート結果の公開は、全面的にやられているのでしょうか。やられていなかったらやるべきだと思うんですが。

秋山いじめ問題等対策企画幹

保護者に対して、学校の情報公開ということで、学校評議員を各学校に置いてございます。これには地域の方に入っていて、役割を担っていただいております。そういうところで定期的に学校の状況が報告されていると私は理解しております。

扶川委員

ぜひ、すべての御父兄に現状を認識していただきたいと思うんです。これは隠すべき情報ではないので、ぜひオープンにして、いじめ問題がこの学校でもあるんだと、そういう認識に役立てていただきたいんですけど、どうですか。

秋山いじめ問題等対策企画幹

確かに、扶川委員のおっしゃることは、本当にそのとおりだと思っております。いじめ問題は学校だけでは解決が難しいです。保護者の方のお力もかりながら、また、発見の端緒も保護者の方が見つけれられることも多々ございます。また、保護者だけでなく、地域の方々からのさまざまな情報、そういう地域の方の温かい見

守りの目、そういうものも当然必要になってまいります。いじめの芽を摘んでいく。早期に発見し、早期に解決していく。これはすべて、子供たちの周りにいる大人がそういう目を持って、そういう意識を持って接していくことが重要であると考えておりますので、そういう意味でも、今、その学校がこういう状況にあるということは、広く保護者の方にお知らせして、それで一緒に取り組んでいっていただく。これは大変重要なことだと思っておりますので、県教育委員会も従来から市町村教育委員会とか小中学校の校長会を通じまして、そういうお願いもしてまいったところでございますが、今回の機会をとらえまして、そういうことを再度、お願いしていきたいと思っております。

扶川委員

よろしく願います。そして、さっき申し上げたように、外部の人というか、いじめ問題の相談窓口であるとか、起こったときの対処を考えていく仕組み。これについて、徳島県においては今後、どのように考えておられますか。

秋山いじめ問題等対策企画幹

ただいま、外部の人のそういう機関はという御質問だったと思います。本県では、学校だけでは解決できない事例、問題につきましては、積極的に外部の専門家の力をかりていくということが有効な手だてだと思っております。そこで、平成 15 年度から、阿波っ子スクールサポートチームという会議をもちまして、問題行動等の事案がございましたら、さまざまな関係機関が一堂に集まって、対応の仕方、方策について、それぞれの機関が持つノウハウを伝えて、それで学校を支援していくという仕組みを持っておりました。

平成 23 年度からは、新たにそれに加えて、学校問題解決支援チームを編成いたしまして、このチームには大学教授、それから精神科の医師、小児科のお医者さん、それから臨床心理士、社会福祉士、警察職員の OB、そういう方々に入っていていただいてチームを編成しておりまして、緊急に困ったことがあれば、すぐ県からそのチームを派遣して、外部の力をかりながら、事案に当たっていくという仕組みをつくってやっているところでございます。

扶川委員

実は、外部のそういうものをつくつたらいいということを私自身が提案したことがあるんです。何年も前に高校での暴力事件で退学させられた側の高校生の声も聞いて、人権問題ですから校長の一存だけでぱっぱと退学させていいのかという問題意識からですけども。教育委員会がお願いして置いていただくという組織は当然でしょうし、このサポートチーム、支援チームなんかは有効だと思うんですけども、子供さん、あるいは父兄からじかに学校には言えないようなことの相談を受けて動いてくれる。そういうものがあってもいいと思うんです。オンブズパーソンとか。そういうものをつくっていただきたいという思いがあるんですが、その点についてはどうですか。

秋山いじめ問題等対策企画幹

ただいま委員のほうから、学校に言うのではなく、直接、外部のほうに保護者がつなげられるチャンネルが

あったほうがいいのではないかというお話だったかと思います。今、現在、法務省人権擁護局と文部科学省、それから地方のほうでは地方法務局と学校のほうが連携をして、人権レターというのを法務省人権擁護局が作成して、それを各学校に配っております。直接、そのレターに悩み事があれば子供がそれを書いて送るという仕組みがございます。それは保護者の方が書いて送っていただいても結構でございます。そういうふうなチャンネルも今、現在はあるところでございます。そういうものを活用して、直接、先生に言いにくいこと、教育委員会に言いにくいこと、それを聞いていただける存在としての法務局が今あるということでございます。

扶川委員

人権擁護の専門の方を置くとか、そういうことを国のほうも評価しようとしていることが報道されていますので、それはそれでいいと思うんですけど。それとはまた別に、何度もしつこく言いますけども、私もいじめを受けた被害者の方を弁護士事務所に連れていったことがありますけども、人権問題に詳しい弁護士さんとかを中心に、そういう窓口を設けてもいいんじゃないかと。ぜひ検討していただきたいんですけど、いかがですか。

前田学校政策課長

今、扶川委員から御質問いただきました件でございますけども、9月5日に文部科学省から、子どもの「命」を守るためにという取り組み方針が示されております。その中で、第三者的立場から調整、解決する取り組みを支援ということで、先ほど秋山企画幹のほうから御説明申し上げたいじめ問題の支援チームというものを教育委員会に配置するというので、これにつきまして本県では、学校問題解決支援チームということで既に取り組みを進めているところでございますけども、いわゆるいじめ処理の駆け込み寺のような機関につきましては、これは国のほうでも調整、解決する取り組みを促進するというので、来年度、概算要求で計上する予定と伺っておりますので、その動きを見ながら、本県でもどういふふうに対応していくかということを検討してまいりたいと考えております。

扶川委員

ぜひ前向きにしていきたい。不登校に追い込まれる、不登校から自殺とかに追い込まれるような子供が一人でもあってはいけな。本当に深刻な問題ですから、何重にもセーフティーネットを張って。悪いことではないと思うんです。ぜひ前向きにお願いしたいと思います。

それから、こういう仕組みを支える条例をつくる動きもあるようです。全国でごく一部ですけども。徳島県でも今、議会でいろんな文化関係の条例とかを議員提案でつくろうとしていますが、この間、板野町内の大坂峠で殺人未遂の事件を起こした高校生がおりますけども、理事者サイドで、こうしたものを根絶していくための基本となるような条例というものも検討していいんじゃないかと。いじめ問題、人権、暴力、どういふ範疇でつくったらいいのか具体的なイメージはまだ持っていませんけども、今後、検討していったらどうかと思うんですけど、いかがですか。

前田学校政策課長

今、扶川委員から御指摘のあった条例、例えば、岐阜県可児市の教育委員会では、そういう条例を設定するという動きがあると承知しておりますけども、今、私どものほうで取り組みを進めている中で、解決困難な事例がたくさんあるかと思うんですけど、まずはそういう政策諸課題について、教育委員会として対応していきたいと思っております。条例の設置の話につきましては、それがなくてもいろいろ政策課題で対応できる部分があると思いますので、今の段階では直ちに条例をつくるとの認識ではないということでございます。

扶川委員

わかりました。今後、議論していただきたいと思います。

次に、津波と活断層の被害想定。活断層の位置図が発表されました。国の被害想定の見直しによって、新たな津波被害が予想される学校がある一方で、逆に県の被害想定よりも高さが少なくなったところもあると思うんです。この全体を把握して、県と国のそれぞれの被害想定のうち、最大の安全論をとるということで、大きいほうをとって、それぞれの施設の安全対策をとるということなんですが、このあたりの基本的な考え方を教えてください。

藤林施設整備課長

ただいま扶川委員から、津波浸水予測等において、県の今後の考え方についての御質問でございますが、本年8月29日に、内閣府から南海トラフの巨大地震の津波高に対する想定で、10メートルメッシュの津波が公表されたわけでございます。徳島県としましては、本年1月20日に公表しております徳島県暫定津波浸水予測図がありますけども、その中で県立学校については、高等学校が10校、それから特別支援学校が3校、計13校の津波浸水被害が予測されておりましたが、今回、8月29日の津波浸水予測図により、津波高について現在、分析を進めているところでございます。

また、今回、内閣府からの公表を受けまして、今後、危機管理部において本県独自の補正を加えました津波浸水予測図が公表される予定でございますので、その予測図でも津波浸水高を分析する予定としておりまして、津波浸水予測図の公表時期については、危機管理部からはできるだけ早期に公表したいと聞いております。こういったこともございますが、徳島県において県立学校が中核的な避難所としての機能を確保できるように、昨年度から県立学校の避難所施設強化充実事業もやっておりますので、今後、公表されます徳島県における津波浸水予測図の結果を踏まえまして、事業を適切に実施し、生徒、教職員、それから付近住民の皆様が安全で、安心できるような対応をしてまいりたいと考えております。

扶川委員

特に小松島市なんかは、今回の見直しで深くなったじゃないですか。今、現時点で、小中学校も含めて、被害がどこまでかということはまだ正確にはわかりません。県立高校、特別支援学校でふえるところはあるんですか。

藤林施設整備課長

ただいまの御質問でございますが、県立学校と市町村立学校についてでございます。県立学校については、施設整備課で把握していますが、今回、8月29日に公表されました予測図を見ますと、部分的に徳島市内でも浸水域が減少する区域もあります。それから小松島地域などを見ますと、今、扶川委員が言われたとおり、浸水域が拡大する、また、深さが深くなるという区域もございまして、その詳細については現在分析しているところでございまして、県立高校は数校が前回の津波浸水の想定から外れる高校もありますが、反対に小松島市地域の高校であれば浸水区域の深さが前回よりかなり深くなる高校もあると考えております。

扶川委員

最初にお尋ねしましたが、ふえたり減ったりするわけですけども、国の想定、県の想定、それぞれを見た上で、どっちが正しいなんてことははっきり言えないと思うんです。だから高いほうに対応できるような対策をとるべきなんです。基本的な考え方を教えてください。

藤林施設整備課長

今、扶川委員がおっしゃられますように、国の想定の高、県が想定する津波高の2種類が出てくるわけでございますが、県の想定の高というのも国の今回の想定やいろんなケースを想定してつくるものでございますので、県のほうも国の想定高を十分に勘案した津波高になると考えております。したがって、県の津波想定の高さを基準に考えることで対応が可能と考えております。

扶川委員

今回、国が発表したもので、また県は見直されるわけですか。よくわからないんですが。

藤林施設整備課長

8月29日に国が南海トラフの巨大地震による津波高、10メートルメッシュの津波浸水予測高を公表いたしましたので、県もその津波浸水予測高のデータの中で、最高の津波高が想定されるケースをもとにしまして、徳島県の津波浸水予測高を作成すると、この間の新聞報道にもございましたが、そう計画していると聞いておりますので、国が上だとか、県が大きいとかでなしに、県の津波浸水予測が国の浸水予測を包含した形になろうかと考えております。

扶川委員

8月29日に発表されたものをもとに、県の予測高をつくって、それには包含されるでしょうけど、過去に県が発表したもののほうが大きい場所もあって、それと今度の国のとを比較すると、先ほどおっしゃってた数校が外れちゃうということがあるわけでしょう。私は端的に、外すべきじゃないですと言いたいわけです。国のほうが絶対に正しいと言い切れるんだったらそれでいいんですけど、そうじゃないでしょう。今までに県の被害想定

を出していて、これはちょっと高過ぎたから国の言うとおりに下げましょうかなんてのはおかしいと思うんで、高いほうを採用してください。

藤林施設整備課長

扶川委員のおっしゃることもわかるわけですが、国の津波浸水想定高のケースの中で、徳島県で津波が一番高く来る場合のケースを想定して県がつくるわけでございます。

大西委員長

県がつくるというのは、どこがつくるんですか。津波浸水予測を藤林課長のセクションでつくるのとは違うんですよ。それだったら断定的に言わないで、もう一回、それをつくるセクションと打ち合わせしてください。そうでないと堂々巡りです。付託委員会では、高校、小学校、中学校が津波で浸水する予測をするときに、どのような予測をするのかということを情報収集していただけますか。

藤林施設整備課長

大変申しわけございませんでした。津波浸水予測につきましては、危機管理部が所管しておりますので、その部分については答弁がいき過ぎましたので、ここでおわびいたします。扶川委員のおっしゃっていることは十分に理解できますので、危機管理部と十分に打ち合わせしながら、今後の津波予測を踏まえまして、各学校の浸水対策を考えていきたいと思っております。

扶川委員

あと1点だけ。活断層の予測ですが、きょうの新聞にも報道されておりましたが、かなり近いところにある学校もあるわけです。私の地元の板野東小学校なんかも物すごく近いです。1つは、活断層の関係を正確にできるだけ把握していただきたいんですけども、今、現状がどうなのか、今後どうされるのか。そして、それが把握されたときに、端的に言えば、対策としてお金を出して支援するということも考えているのか。

藤林施設整備課長

ただいま御質問のございました中央構造線活断層図が本日公開で、新聞等に報道されております。その内容を見ますと、東の鳴門市から池田町までずっと活断層が通っているわけですが、その活断層に近接しております学校が新聞に載っていましたが、高等学校でいえば三好高等学校の敷地の一部が活断層の直上になっておりまして、また池田高等学校が近接しています。それと鳴門渦潮高校が、位置的に不明確とされます活断層の直上にあるということでございまして、その3校が活断層に近接、または直上にあります。

それで、市町村立学校につきましてもきょうの新聞に載っておりますが、各小中学校がございまして、現在、この正確な位置等の調査をやっております、基本的に明確な活断層の近くに存在する小中学校が十数校存在すると理解しておりますので、今後、そういった活断層に対する対応をどのようにしたらいいのかということは、危機管理部とも十分に協議しながら考えていきたいと思っております。

その活断層に対する対応というのは、基本的に耐震改修ということで、耐震化を進めますことで、直上にある建物以外は対応可能かと思っておりますので、今以上に耐震化の促進を各市町村の学校に勧めてまいりたいと思っております。

岡田委員

まず1点、関連でお伺いしたいと思います。先ほど出ていましたいじめの話なんですけども、教育長自身はいじめというものを犯罪とされているのですか。それとも成長期の過程の子供たちの中にあって、教育的な指導、または社会的に温かく見守っていけば、解決していける、また子供たちが改心していける課題とされているのでしょうか。

佐野教育長

いじめが犯罪であるかどうかについては、犯罪である場合もあると思いますし、犯罪でない場合もあると思いますし、その対応、もたらす結果の重さということもございまして、一様に言い切ることはできないと思いますし、例えば、学校に来られなくなる、それから尊い命を失う、こういったことについては当然、大きな犯罪の要素があると思いますが、一様にそのことが犯罪であるかどうかというのはお答えしにくいところでございます。

岡田委員

実際、大人がすれば犯罪行為であって、ある程度の罰則を受けることを子供たちがしても、子供たちがするからこそ、学校現場であったり、社会現場で解決していこうというのが今の現状のように思うんです。ただ、今、子供たちの中で、非常に一番大事な命を絶つという痛ましい結果を招いているということにおいては、私たちの育ってきた社会とは違う子供たちの社会が形成されているということと、もう一点は、子供たちの中の情報というのは、非常に大人の社会を反映しているということを忘れてはならないと思うんですけども、それで、今ある私たちの大人の社会が、直接、子供たちの本当に繊細な気持ちを傷つけていたり、繊細な子供たちの気持ちの中にそのままダイレクトに入っていって、子供たちが未経験の中で、自分たちが判断できないままにやっているという部分もあろうかと思うので、その部分も踏まえながら、今後のいじめの対応というのをぜひしていただきたいと思います。

そして、ある程度のところで、それは犯罪とするならば犯罪とするし、子供たちの教育、または家族の愛情、地域の愛情によって改善できる部分であるならば、それはそれで子供たちの成長の過程として、子供たちが改心していけるようにしてほしいんです。加害者の子供たち本人の気づきがなければ、絶対に加害者であることをやめられないと思いますので、その部分、いじめをなくす心と命の絆育成事業というのも新しく入っておりますが、やはり周りの人が幾らどう言っても、加害者である子供たちが実際、いじめているんだという自覚がなければ絶対になくなりませんので、初めに話も出ていましたが、規範意識という部分の徹底的な教育指導、また、今の地域社会で欠けている部分ではないかとも思いますので、ぜひ大きな視点での取り組みをお願いしたいと思いますし、小さな部分も見逃さないような網も張っていただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

それと、今、出ておりました地震の避難所の話なんですけども、実際、住人の方にとって、県民の方にとって、一番高い数字が避難する対象になってくるんです。ということは、県が暫定で出している数字は、暫定の数字であるのが問題ではなくて、暫定で出した数字の4メートルより、今度7メートルという数字が出たら、7メートルのほうが避難場所の基準になってくるんです。それが最終的な決定じゃないというふうにもおっしゃられておりますけども、そうではなくて、その7メートルという数字が出たら、東日本大震災を見ますと想定外ということがあり得るというのであれば、一番高い数字を目標に避難していくというのが、今の住民の皆さんの考えのようです。

実は9月1日に、私の地域の自主防災会さんが主催になって、地元の小学校に避難いたしました。自主防災会ができてもう4年ぐらいになるんですが、4年前の想定は2メートルだったので、体育館への避難で大丈夫だという想定だったんですけど、今度出てくる津波の高さがその倍、またその倍になっていきますと、2階、3階、屋上じゃないといかんのじゃないかと。学校が避難場所になっていても、その高さを求められるようになってきました。そうすると、先ほど耐震補強で対応できるんじゃないかという話だったんですけど、既にこの小学校は耐震補強しておりますので、今している耐震補強が終わったという小学校、中学校、高等学校においても再度、見直しをかけてもらわなければいけないような事態になっているんじゃないかと思います。

今1つ申したいのは、情報が錯綜しておりますので、どのデータをもとにきちんとするか、その責任がだれにあるのかと。情報ばかりが出てきて皆さんが惑わされているのかなと思うんですけども、ただ、出てしまった情報の一番高い数字というのは、皆の中に刻み込まれています。あと、東日本大震災が何千年に一度といっても起こるということを経験しておりますし、特に徳島の方は、神戸のときの地震に当たって千年に一度というのが実際に起こっているという経験がございますので、今までの蓄積を考えますと、やはりその高い数字を外しては避難場所の想定にはならないと思います。そうすると、小学校においても、今、3階建て以上の小学校が県内に幾らあるのかという話になると、また3階建て以上の小学校のどこに逃げるのかということになると、今までだったら体育館で何千人が入れますとの避難場所の想定だったのが、何百人になりますと。逆に学校サイドから、改めて避難できる人数というものをある程度出してもらえたら、地域の自主防災会にとったら、新たな避難場所というものを見つけていかなければいけないという現状が今起こっています。

実際、小学校の先生方にとったら、まずは子供たちの命を守るということで、子供たちの安全な場所の確保が第一で、その次に、地域の住民の方が避難場所になっていますので避難してきます。そうすると、キャンプがあふれますよという話になって、鳴門の場合だったら40分で津波が来ますという想定になっていますが、その40分の間に今の避難場所に逃げるのが安全なのかどうなのか、再度、見直しをかけていかなければいけない現実があって、学校サイドとしても、逆に言うと、自分たちのところの学校はどれくらい入れますということを、地域の方たちとの連携の中でという先ほどのお話もありましたが、ぜひコミュニケーションを詳細にとっていただいて、詳しい情報公開をしていただく必要があろうと思いますので、その旨の対応として、今後どのようにされるかという話をお聞きしたいんですけども。

佐野教育長

今、岡田委員のほうからいろんな御指摘がございましたけども、鳴門工業高校の際にいろんな御指摘をいただきまして、当時の文教厚生委員会にもお世話になりまして、当初、リニューアルでいこうとしたものが4階

建てになるということで、地域の皆様には大変感謝をされているところでございます。そういった意味では、常に見直しをかけておりますし、今、情報が錯綜しているということですが、当然のことながら、大きな数字に対応するということについては、そのとおりだと思います。ただ、今、やられている新たな数字というのは、今後、30年間に2%程度ということもございまして、慎重にかつあるいは適切にということだろうと思いますけれども、いつ起こるかわかりませんが、その中で対応可能なことについては対応していく。そして今、防災拠点として県立高校を平成30年までにすべてを避難場所にして、耐震改修も終える予定でございまして、今後、市町村教育委員会や市町村、それから危機管理部と情報交換しながら、住人の皆様、県民の皆様、そして学校の児童、生徒、教職員が安心して学べる環境、そういうものについて適切に対応してまいりたいと考えております。

岡田委員

ありがとうございます。いろんな情報を整理しながら、そして、また今度、県の想定が出てくるという話もありましたが、その中であって、最初に出ている数字というのは忘れられることはありませんので、その想定をされた数字というのは、想定の中に入ってきますので、それも頭に入れて、ぜひ対応していただきたいと思います。

それと、先ほど活断層の話が出ていましたが、鳴門渦潮高校は活断層の上に建っておりますので、その部分も今考えている以上に耐震補強に努めていただきたいなと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。それと、鳴門渦潮高校自体は、何人ぐらいの人数が避難ができる想定を立てられているんですか。

藤林施設整備課長

ただいまの御質問でございますが、鳴門渦潮高校にどれくらい避難ができるかというお話でございます。今、教育長からもお話がありましたとおり、今後、建設を計画しております管理情報棟というのを考えておりますが、これは地上4階建てで、延べ面積が約4,000平方メートル程度と考えておりまして、今回の発表の津波浸水高が2メートルという話であれば、オレンジとか黄色とかが見えますので、そういったところが考えられるわけですが、2階以上を津波避難、震災の避難ができる可能区域と考えますと、二、三、四階で約3,000平方メートル、屋上にも今回、以前からお話しておりますとおり、避難できるようなスペースを設けますので、そういったところを踏まえまして、今、岡田委員が一番心配されております震災発生時刻が生徒が就学している時間帯と重なったとして、生徒、教職員が約720名いますが、約3,400平方メートルありますので、周辺住民の方が避難してきても収容することは十分可能かと思っております。人数に関しましては、鳴門市の防災担当部局、それから学校とも十分に協議しながら、最終的に人数のほうは確定していきたいと思っております。ただ、十分、周辺の人も収容は可能かと思っておりますので、今後、安全対策等をやってまいりたいと思います。

大西委員長

さらなる耐震補強についてはないですか。

藤林施設整備課長

今回の活断層も地震なので、地震では南海地震のほうがマグニチュードでいえば大きいわけです。活断層のほうは、マグニチュードでいえば7程度のエネルギーが貯まっていると言われていまして、今、考えております耐震対策をしていましたら、直上でない限りは多分、建物は安全と考えられます。避難所になりますので、通常の建物を1としますと、避難所になる場合は1.25倍の強度を持たせますので、各学校の耐震関係を十分に勘案しながら耐震補強をしておりますが、直上にあるということも十分に考慮しまして、県土整備部とも十分に協議しながら進めたいと思っております。

岡田委員

実際、いろんなデータがあり、本当に多分この部局でも問い合わせがあるのではと思いますが、今、災害に対して、まず言っているのは、自分の命は自分で守りましょうということで、皆様が取り組みされていて、真剣に取り組まされればされるほど、自分の家族が家からどう逃げるのか、通勤中にはどう逃げるのか、ここでおるときはどこに行ったらいいのか、また、日ごろ何を持っていたらいいのかということまで考えて対策をされている状況にあります。その中であって、今までだったらあそこが避難所ですよという設定でよかったのが、物すごく細かいところまで、あの橋はいけるのかというような具体的なところの名前まで出てくるようになっている現状があります。しかし、徳島県民の皆さんの死者ゼロという目標を立ててますから、その大きな目標に向かって、やはり全部局が一致して対策をとっていただけるようお願いしたいと思ひますし、わかっている段階で、今、活断層が出てきた段階で、これから設計される鳴門渦潮高校は多分、さらなる耐震補強をしてくれると思ひますので、ぜひお願いしたいと思ひます。

それと、鳴門渦潮高校のある位置は、実は私の吉永のエリアっていうところにあるんですが、里浦町の一番津波高が高いとされている海岸線のエリアの方にとっても、鳴門渦潮高校がちゃんと建っていれば、あそこに行けば大丈夫という避難目標になりますので、ぜひ、避難シンボルとしての校舎のあり方というのも再度、考慮に入れていただいて、住民の皆さんが、津波が来るから諦めるのではなくて、あそこに行けばいけるっていう命の最後のとりでの場所をつくっていただきたいと思ひますので、ぜひその部分をお願いしたいと思ひます。

それともう一点聞きたかったのは、この英語力を強化する指導改善の取組事業とか、今回新しく3点、外国語、留学関係のグローバルな学生を育成するという話があったんですけど、これは先ほど教育長がおっしゃっていたニーダーザクセン州とは関係なく、新しく事業を展開されるんですか。

前田学校政策課長

今、岡田委員から御指摘のあったニーダーザクセン州の交流とは別でございまして、グローバル人材の育成ということで、これから社会に出たとき、外国人の方を採用する国内企業がふえてきてございますので、何といっても英語の語学力を高めていく必要があろうかと考えておりまして、その観点から、英語力を強化する指導改善の取組事業として拠点校を定めるということと、高校生に早いうちから海外を見ていただきたいということもございまして、留学促進事業、それから、国際的視野の涵養と留学機運の醸成に努めてもらうという事業で、今回、補正予算として組まさせていただいているところでございます。

岡田委員

留学の推進事業というのは、対象人数はどのくらいになっているんですか。

前田学校政策課長

留学経費が1人 40 万円で、6名でございます。

岡田委員

非常に微妙な数字です。多くの子供たちに海外に行ってもらい、いろんな視野での経験を積んでもらって、これからの国際競争に勝てるような徳島県のたくましい子供たちを育てるためにも、ぜひ必要な事業であると思うんです。私は1人なのかなと思っていたんですけども、この 40 万円というのはどこから出てきたんですか。

前田学校政策課長

これは文部科学省がやっている事業で、予算としては国費でございます。それから今、6名と申し上げましたが、この事業を活用してやっていただくのが6名でございまして、現在、県立の城ノ内中学校、富岡東中学校、川島中学校などにおきましては、平成 24 年で 61 名の中学生が短期の語学研修に行っておりまして、また、市町村のそれぞれの取り組みとして市費でやっていただいている分でございますけども。ニュージーランドでございすとか、オーストラリアでございすとか、いろいろ中学生の段階から短期の留学については取り組みが進められているところでございます。

岡田委員

わかりました。今回は事前委員会なので、また付託委員会のときに整理させてもらって質問させてもらいたいと思いますが、ぜひ進めていってもらって、徳島県の子供たちが世界に羽ばたいて、活躍できる教育になるように祈っております。

大西委員長

午食のため休憩いたします。(11 時 47 分)

大西委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。(13 時 05 分)

西沢委員

先ほど、防災のことといじめのことが話題に上っていましたので、確認で、結局、防災対策のほうは市町村が中心になりますので、当然ながら小中学校の対策、津波のシミュレーションとか、そのような対策は市町村が担当するようになって、県の高校は県教委が担当すると。それと活断層のほうは、当然ながら活断層が

真上にあったら、活断層がぱかっと開いたりずれたりしたら、その上の物が大変なことになるから、単なる地震動だけではないということを聞いておると思います。

まず、いじめの問題なんですけども、この前、大津市の子供が亡くなったと。自殺したと。それからメディアを見て、テレビを見て感じているのは、その対応のあり方です。学校とか教育委員会とか。その対応のあり方が、本当に何じゃそりやと。多分、全国の人がそう思ったのではないかなと思います。当然ながら子供同士のいじめは問題です。でも、その対応が本当にこれでいいのかというのが一番の問題であって、その対応というのは徳島県ではどうなってるのかと思うわけです。今まで、県の組織の中では、教育委員会と県の理事者の人が権限というのは付与されておるという中で、教育委員会は教育委員会の中だけでいろいろ対応策を練ったり、判断したりするというのが常識なのかなと。大津市のほうは市長さんが出てきて謝ってましたけども、本当は市長さんにはほとんど権限はないんだろうなと思います。徳島県はどうなっているのかなという中で、去年度の件数ですが、だんだん減ってきたということですけども、まず一番最初に5年、10年の間で、中学生のいじめによる自殺とかがとか、そんなのはなかったのかどうか。10年間ぐらいの中では、どうなっているんですか。

秋山いじめ問題等対策企画幹

10年間の件数は先ほど申し上げましたが、いじめによる自殺はございません。それからけが、直近5年間でございますが、警察が被害届を受理した件数は、平成19年に2件ございました。平成21年に1件ございました。平成23年までには、平成19年と平成21年にあったということでございます。先ほどの被害届の数は平成23年度までの数字なんですけど、平成24年は2件ございました。直近の5年間では、そういう状況でございます。

西沢委員

これも確認ですけども、きょうの新聞によりますと、文科省の数値と県から出てきた数値とでは、大分差があるということが書かれておりますけども、文科省の出しているいじめの件数の数値と徳島県が計算した数値とは一致しているんですか。

秋山いじめ問題等対策企画幹

徳島県が出した数値が、そのまま文科省のほうへ上がっていますので、文科省と徳島県の数値は一緒でございます。ただ、文科省の発表の数値の中には、国立、私立を含んだ数値という形でも出されていますので、県教育委員会が所管していますのは公立の小中学校、高校でございますので、今回のいじめの件数が平成23年度で344件というのは、公立の学校の数でございます、それに国立、私立が入ったのが文科省が出している数字ということで、ちょっとそこには数字の違いがございます。

西沢委員

もう一つ、徳島県は公立が多く私立は少ないんですけども、私立のほうのいじめなんかも把握されているんですか。

秋山いじめ問題等対策企画幹

私立については、所管が知事部局の総務課でございますので、こういう調査も文科省から来るラインが、公立の調査については教育委員会を通して、市町村教育委員会などへ調査が行くんですが、私立につきましては、文科省から知事部局の総務課へ参りまして、総務課からそれぞれの学校に行つてというラインでございますので、私どもは私立学校の状況というのは把握してございません。

西沢委員

ちょっとわかりにくいんですけど、子供は子供らで一緒ですよ。公立と私立だからといって、例えば、公立の子と私立の子が問題になるときもあります。かもいが違うというところは、これでいいのかどうか私は疑問なんですけど、どうですか。

秋山いじめ問題等対策企画幹

おっしゃるとおりでございます。そういう調査のラインには違いがあるんですが、私どもは平成 19 年度からいじめ問題等対策企画員室というのをつくりまして、県教委だけではなくて、知事部局の関係課も入った室をつつております。併任で入ってもらっているわけですが、その中には、総務課からもメンバーに入ってもらっておりまして、私どもが取り組んでおるさまざまな施策、いじめに限らず、生徒指導上のことについては、総務課さんとも情報を共有しながら一緒に取り組んでおりますので、その調査のラインに違いがあるんですが、公立学校の子供たちに問題行動等のいろんな施策を講じる中では、情報を共有しながらやっておるところでございます。

西沢委員

大体わかりました。しかし、いじめの問題は一番最初は現場なんです。起こらないのが一番いいんですけども、もし起こった場合には、いち早く察知して、その対策を練らないかんと思うんです。それが大切なんです。学校側が、その前に先生が目を光らせて、そして学校側がそれを知って、先生が知ったことすべてをまずは学校が知って、それを市教委なり県教委なりすべてに報告が上がって、または市町村議会、県議会に対する報告とか、何かそういう連絡体制とか対応策とか、どういう情報の伝達なのか。本当にいじめかどうかわからん小さなことなら、報告しないし対応策を練らないかもわかりませんけども、大体いじめというものがわかってきたときには、情報がちゃんと流れるのかどうか。

秋山いじめ問題等対策企画幹

ただいまの御質問でございますが、学校が把握するときは、まず教員が見つかる場合もございます。きめ細かく見ていく中で、子供たちの小さな変化に気づくというところから見つかる場合もございますし、また、保護者の方からの問い合わせとか御相談でわかるケースもございます。また、保護者の方のお友達から情報が入る場合もございますし、子供たちの中から、だれそれさんがこんなことをされているという情報が入る場合もございます。さまざまな情報が入ってまいりますので、学校はその情報が入ってきたら、一つ一つ軽視

することなく丁寧に対応しております。それで当事者の子供からも聞き取りをしたり、加害の側の子供にも、もしかしたらいじめという認識がない中でやっているケースも最初の段階ではあると思いますので、その聞き取りをする中で、これはいじめになるよということも指導しながら対応していつていると。それで、学校の中で校内いじめ問題委員会とか、生徒指導委員会とか名前はさまざまございますが、管理職も入ったそういう検討会の中で、これはいじめであるというふうなことでいじめの認知となってまいります。それで、小中学校の場合でしたら市町村教育委員会のほうに、高校は県教育委員会のほうにというラインで情報が来るわけでございます。したがって、いろんなところからの情報をまずは得るというのが私どもの第一歩でございますので、そういう面ではさまざまな方から御協力を賜りたいと思っております。

西沢委員

当然ながら、まずはいろんな情報を学校の中で検証します。それを学校だけでなく、市町村だったら市町村教育委員会にすべて報告するんですか。それと県は、県の関係だったら市町村であろうとも把握しておかないかんから、県教委のほうにもすべて報告するようになってくるんですか。そこらあたりのガイドラインみたいなものはあるんですか。

秋山いじめ問題等対策企画幹

公立小中高校の場合には、例えば、今回の場合では 344 件という数が出ておるんですが、この報告はすべて市町村教育委員会のほうには上がっております。その中で、重大な事案があった場合には、県に報告が上がってくる形でございます。

西沢委員

その重大な事案というのは、どの程度のものですか。

秋山いじめ問題等対策企画幹

身体に影響を及ぼすような事案ですとか、そこに至らなくてもそういう可能性のある事案については、私どもが報告を受けるようにしております。

西沢委員

今回の 344 件は、市町村の教育委員会のほうに上がった数字、小学校であれば。ということは、重大な事案しか県教委に上がってきていないという中で、高校の分は当然ながら県へ上がってきますが、小学校、中学校の分の重大な事案としては、さっき言った5年間の中で毎年何件ずつ上がってくるんですか。

秋山いじめ問題等対策企画幹

申しわけございません。私が今、手元に持っておるのが平成 23 年度の数字だけなんですけど、8件ございました。

西沢委員

ということは、徳島県もそういうことが起こる可能性が十分に、最後までいってしまう可能性が十分にあると言えるわけですね。

秋山いじめ問題等対策企画幹

見過ごしますと本当にエスカレートしてまいりますので、油断はできないと思います。早く気づいて、早く対応するのが一番だと思っております。

西沢委員

この前の大津市の市教委なり校長先生なりですが、いろいろ対応を見てましたら、まず現場の、先生の対応がそんなんでもいいのかという感情を持ったと思うんです。先ほども言いましたけども。まずは先生、校長先生、その現場の方々が対応する能力を持っているのかということが非常に疑問点だったんです。テレビとかを見ましてどう感じましたか。

秋山いじめ問題等対策企画幹

報道でしか私も把握はできておりませんけども、確かにいろいろ幾つかチャンスはあったと思います。そのチャンスを見逃してきたというか、見過ごしてきたというか、そういうところが次第にエスカレートして、いじめる側の子供たちも自分たちのいじめている行為の重大さに気づかず、先に進んでいったという感じを受けております。

西沢委員

私は一番の問題は、いじめが起こることはおいて、起こった場合には、起こるような形跡がある場合には、当たり前やけど先生の能力が問われると思うんです。その先生の能力が本当に徳島県も含めてあるんですかということは、皆さん疑問視していると思うんです。先ほど話がありましたが、いじめがあったら教育委員会の中だけでなく、外部の委員も含めて検討してもらいますと。その方向しか聞こえないというのは残念ながらです。要するに、自分たちでいかにちゃんに対応できるかと。そういうことをまずやらないかんのじゃないですか。先生方がそれに対して真剣に取り組んで、また足りないときはどうするか。周りの先生もおるんだから相談するだとか。そういうことが全くわからないです。まずは、自分たちで対応できる能力をどうやって持つかということを喫緊に考えて実行してもらいたいです。例えば、先生の能力が足りない人は再教育とか。民主党が言ったのかな。先生の能力が足りなかったら云々とかいう話が前にありましたけども。私が言いたいのは、子供の心をつかむという教育、数値を点数をつかむのではなくて、心をつかむ教育というのは、まず先生がそれをどうするのかと。本当に徳島県の教育委員会はそういうことをやっているのかと。

佐野教育長

今、西沢委員のほうから、いじめあるいはその他のことで、子供たちの心を理解し、そして、そういうふうな教育にプロとして取り組んでいるのかという御質問をいただきましたけども、私は十分やっていたいている

と思いますし、いろんな意味で研修も積んでいただいておりますし、努めて学校の中の説明責任を果たしてほしいということを常々申し上げておまして、その信頼のもとに徳島県の教育が成り立っていると思います。

ただその中で、いじめに関しても、いずれのこともそうですけれども、どこの学校でも、どの子にでも起こり得るという危機感は常に持っておかなければならないと感じておりますし、教員の質、能力向上についても、常にそういうふうなことを心がけていなければならないと思いますし、当然ながら指導不足の教員については、そういうふうな研修を行い、質の向上に努めております。

西沢委員

今年8件ですか。重大な事例というのは年間に数例という感じですけども、本当に対応策がうまく最初からできたのかと。要するに、報告が上がってくるまでの間、ちゃんとやってくれたのかと。そういうことはちゃんと後からも検証して、初期でとめられるように、県教委は即応体制でやって、即応体制で報告できるような、現場ですぐにできるような対応策を、先生方のレベルアップとか、その周りのフォロー体制とか、そこらあたりが弱いのであれば、外部に委託するのも結構ですけども、まずみずからがどうするのかということを頑張してほしいなと思います。

佐野教育長

今、西沢委員のほうから賜りましたことは当然だと思います。今後の対応の中でまずいこともあるというふうには考えますけども、その際には、私どものほうで、把握したらすぐ学校のほうへ連絡を入れて指導しておりますし、また研修も心がけております。ただ、先ほど申しましたように、教員の質の向上については、本人の自覚もありますし、我々のフォローもあります。そういうことを常に考えながら、教育のプロとして、徳島県の次代を担う子供たちを育成しているという自覚を忘れないように、私どもを含めまして、そういう研修、皆さんに努めてまいりたいと考えております。

西沢委員

1つ提案ですけども、教員の採用ですが、そういう人の心を大切にするような人物、点数だけではなくて、それは面接なんかでやっているかも知れませんが、子供たちの心を教育できるような人を率先して選ぶことも必要なんじゃないかなと思うんですけど。多分、そういう特化をしたら面接試験ではないと思います。その人が確かにいいか悪いかというのはあります。やはり教育というのは、子供の教育が一番だと私は思います。きのうのGTOかな。グレート・ティーチャー・オニズカ。最終的にはそういう話だったと思いますけども、結局、それは当たり前の話なんですけども、当たり前が当たり前になってないから、いろいろ皆さんも私も思うんであって、採用のときから人物をどう評価するかということもあるんでないかなと思います。いかがですか。

松山教職員課長

教員採用審査のことでございますけども、本県では1次審査においては、筆記審査だけでなく集団面接、2次審査におきましては、模擬授業と個人面接ということで、人物重視という採用で、面接官のほうからも生徒

指導、特にいじめの問題についてどう対応するかということをしっかり質問をして、本当にいい人物を採るようにかねてより努めております。今後ともそういう形で努力したいと思っております。

西沢委員

そういうことで、もっと見えるような形で心の教育、子供らに対する接し方が本当に心がこもったような、周りから見てわかるような、そういう先生への教育をやってほしいなと思います。

もう一つ、防災のほうで、先ほど活断層の話がありましたが、これは現実的に言ったら、何千年に一度起こるかどうかわからないような問題ではあります。それが一応、国を挙げての問題になっているんです。高等学校とか中学校とかの近くや真下に通っている可能性が十分に出てきたということで、逆に言ったら、こういうことも皆さんに知っていただく。要するに、教育の一貫としても構わないんじゃないかなと。ここに通ってるんだよと。通っているからどうするんだよと。例えば、どこかの高校の下を通っているのが大体わかってきました。そこに、ちゃんと色分けするとか、何か印をして、ここに通ってますと。だから、どうせないかんのですか。このときは、こうせないかんのですと。逆に問題点をわかってもらって、それを理解してもらって、対応策を皆で考えていくと。そういうこともやっていいんじゃないかなと。これは、個人のところまで全部赤い線を引きつつ無理な話だと思います。でも、学校だったらそれができると。これを逆にうまく利用する手もあるんじゃないかなと思うんですけど。

藤林施設整備課長

西沢委員から、高等学校で敷地の直上を通っている学校があるので、その活断層の位置を学校の中に明示したらどうかという御意見でございますが、明確な位置がわかるものにつきましては、今後、防災部に位置等を教えてもらいながら、どういうふうにそういうことが可能かどうかも含めまして、検討していけたらと思うんですが、赤色で塗るとか非常に目立つようなことは控えたいんですけれども、今、活断層が平面図上ではあるということがわかりましたので、何か方策がありましたら考えてまいりたいと思います。

佐野教育長

今、西沢委員のほうから御意見いただきましたのは、生きた教材として、防災のことについても活用したらいいんじゃないのかと御示唆を賜ったと理解をしております。ただ危険だと言うよりも、その中に活断層がある、隠れた活断層もあるということも含めまして情報がオープンになってきましたので、心配は心配でなければ、対策は対策でしなければならないんですけれども、我々はここに住んでおるという中で、生きた教材として活用したらという御示唆を受けましたので、どういうふうなことができるかということを今後、いろいろと検討させていただきたいと思います。

重清委員

今のいじめ問題で、今回、大津市で事件がありまして、全国のエducation委員会に対応も変わってきたと思いますし、変わらないかなと思います。それで、今回の補正予算で、いじめをなくす心と命の絆育成事業が600

万円ですか。いろいろ展開はしていると思うんですけど、予算的にこの 600 万円で、どうやってなくすのかなと。先ほど大まかな説明は受けたんですけども、もう少し具体的な説明をお願いします。

秋山いじめ問題等対策企画幹

ただいま、いじめをなくす心と命の絆育成事業についての御質問をいただきました。私どもは、いじめ対策はまず早期発見、早期対応という第一段階と、それからもう少し重くなってからの段階と考えておりまして、今回のこの事業につきましては、早期発見、早期対応の部分に特化して考えた事業でございます。この事業の中には6つのメニューがございますので、順次、御説明させていただきます。

まず、このメニューの一番中心となっておりますのは、いじめ防止の絆クリアファイルというものを子供たちに、小中学生に配るという事業でございます。これはA4サイズのクリアファイルをつくりまして、子供たちは新学習指導要領になってから、学習プリントとか家庭への連絡プリントとは、そういうクリアファイルに入れて家とのやり取りをしておりますので、たえず身近なところにおいているファイルに、表面にはいじめを許さないスローガン、キャッチフレーズ、メッセージのようなものを入れ、子供たちに視覚的にアピールする絵も入れながら、そして裏面には、相談機関の連絡先を掲載し、それを常時、身につけてもらうことで、何か心の中に苦しみや荷物が生じた場合には、気軽に電話をしてください、どこでもすぐに番号がわかりますということで、この絆ファイルを配付したいと思っております。

2つ目としましては、大型量販店やコンビニと連携をしまして、児童、生徒の見回り活動を推進していくことを考えております。

3つ目としましては、高等学校の教育相談のさらなる充実ということで、現在、小中学校にはスクールカウンセラーが平成 19 年度から全校に配置をされております。高等学校には要請があれば、総合教育センターのほうから派遣する形になっておりますが、高等学校の中にも継続的に相談をしたいという希望もございますので、その部分にこの高等学校の教育相談の充実を入れまして、継続的なスクールカウンセラーの派遣が可能になるようメニューに加えました。

さらに、被災地からの命言集というタイトルでございますが、東北3県の被災地にさまざまな方が出かけられて、そして、そこの子供たちの支援に当たられました。教育関係者はもとより警察関係者、消防関係者、自衛隊の方、さまざまな方が行って本当に献身的な御努力をされたわけでございますが、そういう方がその経験を通じて命の大切さ、命とはこういうものだとか肌で感じたことを言葉としていただいて、その言葉を命言集という形で私どもがまとめて、子供たちの道徳教材とか、さまざまなところで命を大切に作る取り組みに役立たせたいと考えております。

さらに、県民の皆様がいじめ問題は皆で取り組むんだという意識を高めてもらうために、いじめ問題の解決に向けた教育シンポジウムを開催することも計画してございます。いじめ問題は、学校だけの解決は難しいでございます。さまざまな方がさまざまな立場で、さまざまな目で見守りをしていただくということが大事でございますので、そういう機運を高めるためにシンポジウムを計画しております。

最後に、6つ目のメニューとしては、県教育委員会では健全な成長を目指す生徒指導のあり方検討委員会という生徒指導全般にかかわる検討委員会をもっておりまして、そこには大学教授を初めとする学識経験者、それから保護者の方、地域で教育相談に当たられている方、また公募委員などを含めて委員会を組織

してございますが、その中に自殺問題とかの分野に造詣のある方に委員に加わっていただくということで、この委員会の増強、補強をしたいというのがこのメニューでございます。以上で、この事業は構成されております。

重清委員

さまざまなプログラムでやるようですけど、今の現実のいじめに対する具体的な対策とかがちょっと少ないかなと思って。先ほども、数年前から小中高とかでいじめ、不登校もありますけども、今やっぱり不登校以外に、学校へは行けるけど教室には入れない。そういう子供たちを何とか普通の教室に戻してやって、普通の授業を受けさせてあげなったら。この大半はいじめですから。今の現実の対応をどうするのか。県教委が今回のこういう事件が起きた後、対策をどういうふうにするのか。先ほども、まだ不登校が十名前後おって、ことしは8名ですか。それに対する対策はどのようにしてるのか。これをきちんとやらなかったら、未然も必要ですけど、今、なっている人たちをどうするのか。そこらの点をしなかったら、そんな簡単な問題ではないと思うし、今、地域から見たらええわと言ったって、先生が学校内でもいじめをやっているかやってないかわからんと。簡単には見つからんです。小学生でも証拠がなかったらなかなか追及できんというのが現状です。こんな中で、きちんとしたいじめ対策をやらないかん。郡部は今、少人数学級になりまして、高校再編もやりますけども、昔はいじめに遭ったら違う高校へ行ったらいいと。それが、高校再編もちょっと考えないといけないのが、そういう問題もあるし、小中学校も統廃合をどんどんしていますけども、いじめ問題に対する対策はきちんとしておかないと、それでは今まで逃げれたところが逃げれんようになりますので、もう少し、今の現状のいじめ対策、そこらは今、県教委はどのように変わったのかお答え願えますか。

秋山いじめ問題等対策企画幹

ただいま、重清委員からお話ございましたが、まさにそのとおりでございます、問題行動というのはすべてに関係がございます。いじめだけ、不登校だけ、暴力行為だけ、そんなものではございません。さまざまな絡み合っておるのが現実でございます。その中で、先ほど不登校のお話がありましたが、本県では平成21年、22年と2年連続で不登校が増加いたしました。その対策として県教委では、先ほどの専門の委員会の中にプロジェクトチームを置きまして、不登校の兆しを発見するチェックリストというものをつくりました。また、小学校から中学校への円滑な接続を図るために、小学校6年生へ中学校のいろいろな情報を提供したり、あるいは中学校のことを知ってもらったりと、前段階の取り組みを本年から進めております。そのチェックリストの研修をここの4月から、初任者研修、5年次研修、10年次研修と節目の研修の中にプログラムとして入れてまいりました。そこで、子供たちの小さな変化に気づく、兆しを見つける目を先生方に養ってもらおうということで取り組んでおるところでございますが、これは不登校対策だけではなくて、いじめの早期発見をする教師の目を鍛えるという点にも共通して役に立つものだと思っております。いじめだけとか、不登校だけとか、そんな考え方を我々は持つてはいけなと。すべては関連しておるという前提に立って、いろんな自分の目を鍛えていかなければならないと思っております。

また、先ほど重清委員から御指摘ございました保健室登校も確かに大きな問題でございます。不登校になるお子さんの場合には、教室にいつらくなって保健室に行って、それから家のほうに。そして、家から一歩出

れるようになって、保健室に戻ってきて、それから教室へと。そういう中で、保健室登校という段階があるわけですが、その子供たちを何とかそこから教室のほうへ行ってもらえるような手だても大切な手だてでございます。そこで県教育委員会では、臨床心理学を学ぶ大学院生の方にお願ひしまして、ライフサポーターという形でその不登校の子供たちの家庭を訪問してもらって、年齢的に近い年齢でございますので、そこで話相手になってもらいながら、一歩家から出る努力をしております。また、保健室などにも、そういうライフサポーターに行ってもらって、そこで話相手になってもらいながら、教室に戻るということもできますので、そういうことをやりながら、さまざまところで子供たちのいま一歩の背中を押すような導きができるような施策をとっております。ただいま御意見いただきました総合的な考え方で私どもは取り組んでまいりたいと思っております。

重清委員

不登校になって学校へ行けなくて、いろいろ今こういうシステムがあると、いろいろ研究してる人が話してやっていると。それでも2年たっても、3年たっても学校へは行くけど教室へは行けない。それは被害者だけでなく、加害者のほうはどうしてるのか。そこまできちんとできない。それは原因がわからないからようしない。今の先生が必死にやっても難しいです。1年間にいろんな研究もあるし、せないかんこともある忙しい中で、この不登校、いじめ問題に取り組んでいる先生は大変だと思います。それで、先ほど言ったように能力はないと言われるけど、そうではない部分、何ぼやっても難しいという問題もあります。それは個々に個性がありますから。今、これをやっているから直ってるかといったら、直ってないから、それをもう一歩入っていかないと。学校までは来れるけど教室まで行けん。それは原因がそこにあるからでしょ。その問題を解決しなかったら行けるわけじゃないじゃないですか。そこらをどうするのか。県教委はもうちょっと真剣に考えんなら。今、徳島県でいじめが少ないとは思えません。そこらをどうしていくか。子供たちはどんどん少子化で少なくなって、本当に地域にとったら宝です。徳島の宝です。その子供たちが何年も通えんと。行っても保健室で何年もいると。高校は転校しましょうかと。実際数は多過ぎます。それに対する対策、もう少し人をつけるなり、何かしなかったら。カウンセラーで1日や2日で、1週間に1回とかでは無理です。それでどんどん皆が元通りになったらいいですけど。それでだめだから、次にどうするかを考えていかないと。今の現状は、こういうことをしてますから万全ではないと思います。そこらをもう一歩踏み込んでいただきたいんですけど。いじめ問題は。今回の予算も、8名が不登校で来れない子のところに専門家の人をつけるぐらいしてあげないと無理と違いますか。そこらの認識はどうですか。もう少し、県教委には変わってほしいんです。何かいじめ問題があったら、地方の教育委員会は全部、県教委に相談するでしょ。ここがしっかりした考えを持ってやっていかなんだら。徳島県がやっているやつが全国にアピールできる内容ですか。そこらのいじめ対策を今、考えてほしいんです。どうですか今からは。

佐野教育長

今、重清委員さんのほうから、徳島県教育委員会はしっかりしろとの激励をいただきましたけども、今、これまでもそうですが、平成19年にいじめ問題等対策企画員室等を設けまして、いじめ専門の機関を継続的に設けているというのは、余りないと認識しております。しかしながら、その結果ということになると、不登校が

多いのも事実でございまして、もう少し踏み込んだ対策ができないかということでございますけども、今の中で、少子化の話もありますけども、それに先駆けて、小学校は4年生まで、中学校は1年生で35人学級をやっております。平成26年には小学校すべてを35人学級にするという計画も考えたいと思っておりますけども、そういったことを進めながら、一つ一つ丁寧に対応していきたいと思いますが、今度の他県のいじめを拝見した中で、それぞれの市教委もアンケートをとったり、それから対策に乗り出す機運も醸成されているところですよ。そういうふうなことを受けまして、今後、我々がしなければならないことを考えてまいりたいと思いますが、ただ、不登校、いじめに対する即効薬はないと思ひまして、日々の教員の取り組みを支援しながら地道にやっていきたいというふうには考えております。

重清委員

即効薬がないでは済まない問題だと思います。教員を指導するなら、今、できていない先生が多くいるでしょ。実際の問題は。先生が休むんでしょ。いじめ問題に取り組めないで。これが現状です。もう一步頑張ってくれなんだから、学校やってどんどん減って、先生やって少なくて、今、行くところなくなってきたんです。そこらをもう少し考えた配置で、いじめ問題に苦しんでいる各小学校、中学校がありますけど、そこらをやってもらえんかなと。今のままでいいとは絶対に思えません。どうですか。今のままでいけると思っているんですか。

佐野教育長

もちろん現状でいいということではありませんし、その即効薬がないと申しましたのは、今、すぐに対応してゼロになるとかということではないと。時間がある程度かかるかなと。それほど難しい話かなと思っております。その中で、今、御指摘いただきましたような市町村教育委員会と連携をいたしまして、その必要なところにベテランの教員を配置するとか、そういうふうなことについては御意見をいただきながら連携してまいりたいと思っております。もちろん現状でいいとは思っていませんけども、なかなか進まないということを端的に申し上げただけですけども、それについては、非常に危機感を持っておりまして、できることからやっていこうと思っておりますし、もちろん教員の資質についても大事なことで思っておりますので、それを支え、そして市町村教育委員会の意見も十分に聞きながら、徳島県の次代を担う子供たちのために一生懸命に頑張りたいと考えております。

重清委員

ベテランの教員を配置するというのは、県のいじめに対するベテランとはどういう基準ですか。いじめに対するランキングをつけているんですか。それとも年数の多い人がベテランという考えでやろうとしているんですか。そこらはどうですか。

松山教職員課長

特に、小中学校におきましては、いじめや不登校等の教育課題のあるところにつきましては、児童生徒過配という形で、過配教員を充てております。必ずしもベテランの教員というわけでないんですけども、そのベテランの先生がいじめや不登校の問題により集中できるというためにつけておる過配でございます。明確

な基準があるわけではございませんが、経験年数があり、学級担任としてさまざまな経験も経て、そして研修等でもみずからが実践報告ができるというベテランの教員というのは、教育委員会あるいは学校長等々が見て、ある程度、この人だったらということが判断できると思っております。

重清委員

今、いじめ問題を質問しているんです。いじめ問題に対するベテランの先生という話が出たので、いじめ問題に対するベテランとはどういう人ですかと聞いたんです。それに対するお答えは。今の小中高に配置している先生の話聞いてるんでなく、いじめに対する話を聞いてるんです。ベテランというのはどういう基準ですかと。県教委はつくってるんですかと。それを聞いてるわけです。

松山教職員課長

いじめ問題に対するベテランの教員という明確な文書化された基準は、確かにございません。しかし、先ほども申しましたけども、教員の日常の職務の中で、その方の学級経営とか、あるいは生徒指導の力とかは、各学校長、それから地教委等々が十分に見ておりますので、そういう中で、おのずとベテランの先生というのは我々としても把握はしております。なかなか具体的に、例えば研修を何年受けたとかということでは申し上げにくいんですけども、そして人事異動につきましては、特にそういう困難校においては、そういうベテランの先生をできるだけ配置できるように努力はしております。

重清委員

わかりにくいですけど。今、いじめ問題に対するベテランの基準とかはないんでしょ。そういうのをきちんとしなかったら、この問題の対策ができないのと違いますかと思っているんです。年数が多いからその人をもっていっていったら、いじめ問題が解決できるかといったらそうではないと。現実足なかな、逆に、年配の人はこういう今のいじめについていけないということが起こっております。それが現実です。だから若い人は一生懸命にこれに対する取り組みもできている。そういうことで、どういふ基準でベテランと言っているのかを知りたかったんです。経験年数が多いだけで、それで過配でやっていたらなかなです。これに対する問題をもうちょっと真剣に具体的に取組んでいただきたいんですけど。教育が今、一番大事と思います。安全・安心に子供たちが学校へ行けんような現実があります。高校だけと言いますけど、小中学校の状況を見てください。今、不登校はこんだけしかおらんけど、本当にどんだけが授業を受けられていないか。皆、昼間に帰してるんです。それも何年も続けて。それでよしでしょ。年数がかかれますと。子供に何年もかけていいのかという問題があります。一日も早く解決してほしい。それは難しいのはわかります。だけど、やってやって何年もかかって行ける子もおるやろうと。早く対策して早く戻れる子もおるやろうと。加害者の立場、それから保護者もいろいろおりますけど、いろいろすべてを把握してやらないといかんからなかなです。先生が担任を持って、これもあれもやれっていう今の状況では無理と違いますか。そこらをもうちょっと真剣に。今、いじめ問題等対策企画幹ですか。室はないんですね。そういうのを学校内でつくっていくか、県教委がつくってすぐにその対応に行かせるとか、いろんな対策を考えてほしいです。今の状況では、なかなか保護者やって納得できないと思います。それと、もうちょっと地域に助けてくれと言うけど、それだけ情報を出していません。そこらはし

っかりと、そんなシステムができていないわけでもないし、本当に地域に助けてほしいのだったら、学校が情報をよう出すのかという話です。それくらい変わったようにしないと無理と違いますか。何とか今回の問題で、徳島県教育委員会に変わってほしいんです。子供たちのために。それだけです。それを考えておいてください。

次に、津波と浸水。結局、先ほど聞いていてわかりにくかったのが、今回、津波高だけを国があのようなわからんデータを出して終わってるんですけど、あれでは役に立たないと。浸水域の分が出てるでしょ。実際は、あれでやらないかんのと違うんですか。あれ以外に今までに出た津波高なんかでは。浸水域のあれを今やったら、最終的には、国から来るデータが出たら、県がそれに合わせて出してきたやつで初めてわかる。そうでないと、今の段階のわかりにくい大きな色分けですけど、あれで各小中高は全部やらないかんの、高校に対してあのデータが行っているのかどうかです。小学校も一緒に、各市町村から各学校へあのデータが行っているのかどうかです。そういう指示を教育委員会がしているのかどうかです。

藤林施設整備課長

重清委員から御指摘のございました津波について、想定浸水高ということでの検討については、おっしゃるとおりでございまして、浸水高でこの検討をしていくということで、県立学校については、危機管理部のほうから津波浸水高の大きなデータをいただきながら検討しているところでございます。それで、今、おっしゃっていただきました市町村へのデータの出し方については、危機管理部のほうが所管しておりますが、危機管理部のほうとお話をしまして、早急に市町村のほうで検討ができるようデータの提供等をお願いしていくようにいたしますし、こちらのほうから各市町村教育委員会のほうへ、そういった助言等を行ってまいりたいと考えております。

重清委員

各市町村がその各小中学校へ出してあげているのかどうかです。県教委の高校の問題は、危機管理部からもらったやつをきちんと各沿岸部の高校に渡しているのかどうかです。自分らがするやつですよ。危機管理部からもらったやつが、教育委員会から各高校へいくのと違いますか。それを南海地震対策課がやるんですか。教育委員会がやるんでしょ。それをやっているのか、やっていないのか。

藤林施設整備課長

県立高校のデータにつきましては、危機管理部のほうからデータをもらっておりますので、そのデータを分析しまして、各学校のほうにも津波想定高をお知らせするようにしたいと思っております。

川端副委員長

きょうは、いじめに対してさまざまな角度から御意見をいただいたと思います。その中に、子供は大人を映す鏡だという御意見もありました。いじめを考えると、学校現場だけの問題ではないんじゃないかと思っております。いわゆる社会病理としてとらえるような考えも要るんじゃないかと。ですから対策を考えるときに、短期的、中期的、長期的にという時系列の対策も非常に大事だと。それから学校の現場での対策、そし

て地域での対策、また国でやらなければいけない問題というような広がりにも1つの基準を設けて対策することが必要なと思います。

そこで、いじめ問題は、私は、これは子供が大人になっていくときの越えなければならない大きなハードルではないかなと思ってまして、単にいじめをする方に対して、例えばひどい場合は警察力も導入するといったような犯罪としての側面もこれから考えるということですが、このいじめは誤解を恐れずに申しますと、やっぱり必要悪というふうなところもあるんじゃないかと思うんです。ですから、社会病理としてとらえたときに、体の病気に例えますと、病気を治すのに苦しい、痛いとの症状だけをとりのを対症療法というんです。しかし、その病気には深いところに原因があり、そういうところから治療することを根治療法といいまして、根本から治す。症状だけとるのは対症療法と。きょう、いろいろ議論があったのは、どちらかという対症療法に近い考え方ではないかと思います。

ぜひ、これからいじめの対策を県教委が立てるときに、根本的な原因は何かということも含めて対策していただきたいなと思います。漠然とした私の考えを述べましたので、質問になってないかと思いますが、佐藤教育委員長さんは、初めてきょうこの場に出席されたので、何かきょうの皆さんの意見を聞いていまして、私の感想も含めて思うところがありましたら、このいじめに対する考えを少しお聞かせいただきたいと思います。

佐藤教育委員長

自分の意見のようなところもありますが、私は中学校現場で教員をやっておりました。中学校の子供たちというのは、小学校から上がってきて、本当に純真な小学生的な顔をしている子が3年後に卒業するときには、本当に大人の入り口の顔をして卒業してくれるんです。中学校教育では子供たちの成長が楽しみでもあるし、いろんなことを見ながら子供たちにかかわってきて、何年か前まではということなんですけれども、そういう中で、一番大事なのは、先ほどおっしゃいましたが、先生一人一人がいかにか子供と、言葉を交わさなくても、教室に入ってきたときに迎える教師の立場としては、きのう、あの子は元気に帰ったのにちょっと顔が曇っているのは何かあったんだろうとか、そういうふうな気持ちで教師は子供たちに、中学校3年生でも、接していたように思います。

もう一つ、そういうふうな教師の力というのはとっても大事だし、先ほどおっしゃいましたが、教科の指導も大切だけれども、それ以上に本当に生きていくための豊かな心、そして最近では、厳しい社会に打ち勝てるだけの自分を大事にし、しかも強く持つ。そういう自信みたいなものも教育の大きな中身だととらえていて、そういうものは教科の中身もそうだけど、それ以外の中身も学校の中にたくさんあるんです。清掃活動もあれば、朝の学級活動もあれば、部活動もあれば、そういう中のすべてに、部活動であつたら技術を教えるだけでなく、そういうものでない中身が半分以上あるように思えてなりません。そういうふうなことで先生方は頑張ってくれています。そういう中で私は今、一人一人の先生、人数もたくさんいますので個性もそれぞれあるわけですが、例えば自分が悩んでいて隣にいる上の主任の先生にすぐに相談できる先生もいれば、少し自分で抱え込む先生もいらっしゃる。学校の中でいろんな先生をいかにまとめて、それで力強い一人一人の先生につなげていけるのかということが、学校の大きな役割じゃないかなと、管理職の役割じゃないかなと思っています。いじめの問題に関しましては、大きな事例がなくても、つらそうな顔をした子に、次の日に何と

かして出てきてもらいたいと思い、夜、家で仕事をしていても気になったので電話したら、思ったほどその子は気にしていなかったとか、そんなことを先生方は繰り返しているように私は思っています。

1つは、一人一人の先生方の力をつけること。もう一つは、学校全体が協力し合う、助け合う、そして管理職のリーダーが必要で、いじめに対して今はこれが一番重要なんだという統一認識が大事ではないかと思っておりますし、そういうことをこの夏の県教委の指導監のほうから、市町村を全部訪ねて、それぞれの学校に事情を聞いてくるということを聞いておりますので、そういうふうな状況がしっかり学校につながっていつて、学校の力が強くなるようにと思っていることを、今までのお話を伺いながら、自分の経験を思い出しながら申し上げたところです。十分ではないですけど、あいさつがてらの答弁とさせていただきます。

川端副委員長

佐藤教育委員長、本当にありがとうございます。現場の先生方は大変苦勞されておりますし、やはり学校の先生、特に小中学校の先生方は、生徒さんから逃げないといえますか、ちゃんと向き合って、そして指導ができる先生が非常に必要であるのかなと感じております。そして、私が先ほど少し申し上げた対策には短期、中期、長期という考え方が要るんだということの中で、私の思いは、短期的な対症療法ではなくて、中長期的な道徳教育、つまり相手の気持ちを思いやる心をはぐくむことが、いじめ問題の解決には非常に重要なんではないかと思えます。自分がいじめられる立場になったとき、どのように思うのかということや、本当に困っている子供さんの気持ちをわかろうとするような道徳教育をしっかりやって、それはすぐには効果は出ませんけれども、次の世代に大きな効果を発揮するんじゃないかと思えますので、ぜひ、そういう観点からも道徳教育に力を入れていただきたいと要望して終わりたいと思います。

大西委員長

実はうちも過去にいじめ、不登校がありましたので、ことさら大騒ぎは立場上しませんでしたけども、今まで各委員さんが言われた御意見は、一つ一つがごもつともだだと思います。ちょっと気になったことを端的に、少しだけ確認のためにお聞きますので、それにお答えいただきたいと思います。

第一点は、この新しいいじめ、自殺予防対策の強化の打ち出しの中で、事前に説明していただきましたけども、市町村教委の判断により、いじめた児童、生徒の出席停止措置をします。今後、徳島県教育委員会でもそうしていくと。こういう打ち出しをされていますが、他の県、徳島県以外の他の市町村で、そういうふうにするんだと発表されたところがございますけども、徳島県としては、この9月議会でこういうことをこれから新しくやりますと発表されたと思います。それで、このいじめた児童、生徒の出席停止措置に私は反対するつもりはありませんが、不明確であると。その先生の裁量でしたり、しなかったり、その学校の裁量でしたり、しなかったり。こういうことはよくないと私は思うので、これは正式に打ち出したので、しかも市町村教委の判断によりますので、県教委は一切ノータッチというスタンスで、今までの御議論の中にもありましたように、そういったことも含めて、いじめた児童、生徒の出席停止措置を県教委が打ち出すのであれば、責任を持って基準をつくるなり、市町村教委に指導していきなり、そういうことが必要だと思いますが、それに対応する県教委の考え方、基準等をつくって発表するのか、こういうことについて簡潔でいいですから、お答えいただきたいと思います。

秋山いじめ問題等対策企画幹

ただいま、出席停止制度についての御質問でございますが、これは平成 13 年度の学校教育法第 35 条の改正に伴いまして、この出席停止ができることが可能になったところでございます。その学校教育法第 35 条には、この出席停止を命ずる行為として4点が掲げられております。

1点目は、他の児童、生徒に傷害、心身の苦痛、または財産上の損失を与える行為。2点目は、職員に傷害または心身の苦痛を与える行為。3点目は、施設または設備を損壊する行為。4点目は、授業その他の教育活動の実施を妨げる行為。上記のような行為を繰り返し、他の児童の教育の妨げがある場合に、その他の子供たちの教育を守るという観点での出席停止措置が学校教育法第 35 条で定められているわけでございます。

それに基づきまして、その判断を各市町村教委が行って、出席停止にするということでございますが、その過程で、まず問題行動が繰り返し行われているわけですが、すぐに出席停止というのではございませんで、やはり学校ではそれなりの指導が行われている。しかし、それなりに指導しても繰り返される。保護者をお願いして、保護者とともども一緒になって学校とともにやっても、なかなかそれが繰り返されるという場合に、学校長が市町村の教育長にそれを申し出て、そして市町村の教育長は、学校長からの意見だけでなく、直接、保護者の方、それから児童、生徒の本人からも事情を聞いて、その上で判断をしつつ市町村教育委員会として、出席停止を求めていくというシステムでございます。ただし、出席停止の期間は、その子供にも学ぶ権利がございますので、そこは学校として保障するように、その間の学習教材、課題を与える。それから教員が家庭訪問をしながら、日々の励ましを行っていくということもあわせてお願いしているところでございます。

県教育委員会としましては、出席停止に至るまでの間に、さまざまな形で市町村教育委員会を支援する取り組みとしまして、先ほども申し上げましたが阿波っ子スクールサポートチームのような関係機関との連携会議を県教委が呼びかけて持つ、さらには学校問題解決支援チームという外部の専門家も入ってもらって、それで支援していくとの手だても講じながら、最終的なところ出席停止があるということでございます。

大西委員長

内容はわかりましたけども、このペーパーによりますと市町村教委の判断による。今の説明でも学校長が市町村教育委員会に上げて、そして出席停止してくださいという要請をすると、市町村教委が決定することなんだろうと思うんですが、1つは出席停止するんだったら、ちゃんとできるようにしなければいけないし、延ばし延ばしするようなことになってはいけません。逆に言うと、先ほども申し上げましたように、学校長が上げてこいと。市町村教委は学校長が上げてこなかったら知らない。学校が上げてこなかったら、そういうことはできない。そういうような1つの打ち出しをされて、これは重要なことだと私は思いますが、この方針というのは、今後、いじめ問題等、暴力問題等に対して県教委がちゃんとやっていきますということですから、そこにあって本当にこと細かく、こういう場合にはこう、こういうケースにはこう、こういうシステムで決定していきます。決定する責任者はこれです。そして、学校側から上がってこなくても、現場から、つまり保護者とか、児童、生徒からはないかもしれませんが、関係者から上がってきたら、それを議論の俎上にのせるとかということも必要だと思うんです。そうしないと機能しないと思うんです。ですから、ぜひともこの出席停止措置につい

ては、反対するものではありませんので、ただしっかりと、どっちにとっても不平不満のないように、実行できるようにしていただきたいと要望しておきます。

それから、もう一つは、この補正予算の大半がクリアファイルを全小中学校の6万人にお配りするということで、予算を計上されていると思います。この6万人のお子さんに配るクリアファイルには、いじめに対する標語を書いて、そして電話番号を書いて、そこに電話してくださいと。児童、生徒の方が直接ここに助けを求めてくださいと、相談してくださいという電話番号を書くことになっておるようでございますが、この間の説明では、総合教育センターの番号であるとか、自殺対策の電話であったり、警察のいじめ問題の電話であったり、そういうものを4つも5つも書き込むみたいな話ですけども、どこに電話したらいいかわからないと思います。私たちでもどこに電話したらいいかわからないと思います。1つの電話に絞って、ここに電話してくださいと。そこに電話したらすべてに通じるようないじめ、暴力に対するワンストップの窓口、その電話番号を、子供110番でも何でもいいですから、そういうふうにしていただきたい。それはシステムの話ですから、できるかできないかわかりませんし、でも私は、4つも5つも電話番号を書いて子供さんが電話してくるとは思わない。だから、必ず1つの電話にして、ここに電話をしてくださいと。説明によりますと24時間対応だということですので、その24時間は、ちゃんとそこにかかってきた電話は、いじめの問題であろうが、家庭内の問題であるとか、虐待の問題であるとか、全部含めてそこにかかってきた相談は全部対応してあげるというような電話相談にしていいただきたい、窓口にしていいただきたいと要望しておきます。

もう一点は、その柱の1つで被災地からの命言集、被災地の方々に命の大切さについて語っていただいた言葉をホームページでアップして皆さんに見ていただくという取り組みでございますが、これにつきましては、非常にいいことだと私は思います。どんどんやっていただきたいと思います。一応、提言、提案をさせていただきますが、今回は被災地からの命言集ということで結構だと思うんですが、これは被災地だけでなく、私も神奈川県とか東京都とか、いろんなところに視察に行かせていただいて、命の授業、つまりこれは被災地の災害を受けた方、これは本当の命の授業だと思います。それ以外でも、出産のときに大変な思いをしたとか、交通事故に遭って九死に一生を得たとか、犯罪に遭ってそれで大変なことになったとか、さまざまなこと、すべてのことを命の授業として、人生はすごい大変なんだけど、それを乗り越えていくということにつながっていくことはすべて命の授業としてやっていただきたいなと思ってますし、今回はこれでいいですけども、さらに来年度、再来年度で拡大して全小中学校、高校で命の授業を展開していくことをぜひお願いしたいと思います。これについては提言、提案でございますので、御答弁は結構でございますけども、今の2点は要望としてきょう申し上げましたので、必ず検討していただきたいと思っております。

最後に、川端副委員長さんから言われたとおり、いじめの問題というのは難しいなと私は思いますけども、現場の学校の先生も頑張っている人もいるし、申しわけないけど、能力がついていかない方もいらっしゃるかもしれない。子供さんもそういうことに関係なくすくすく育つ人もいるし、いじめでつぶれていく子供さんもいる。ただ私は、皆さん方に、学校の先生皆に対して言いたいのは、私ら保護者の言い方からすれば申しわけないですけど、子供を人質にとられているみたいなものなんです。つまり、こちらのこうしたい、ああしたいということは、学校の中ではできない。小中学校、高校に通っている間は何もできない。先生方、学校にお任せするしかない。小学校だったら6年間、中学校だったら3年間、高校だったら3年間、その期間しか先生方はその1人の子供と会う時間はありませんけれども、親は一生その子供を抱えてやっていかなければいけ

ない。そして子供さんは傷を負ったら、一生その傷を心に残して生きていかなければならない。先生方も一生懸命やっていると私は思います。大変だと思います。あれもやれ、これもやれと言われて、時間もないということはわかります。ただ、本当に子供のほうから何かするということは絶対にあり得ないんですから、そういう意味で、先生は真剣勝負で本当に自分の持てる力で頑張ってくださいしかないと、ここに座られている方の中にも教員の方がいると思いますが、教員になられた方は覚悟を決めて、その人の一生を左右する職業であるということをもう一回、肝に銘じていただきたい。

それとともに、もう一点大事なことは、副委員長、教育委員長が言われたように、私はこのいじめ問題の根幹として、子供たちの真に生きる力をつくっていく。すぐにはできません。でも小学校、中学校、高校の過程の中で、何とかして真に生きる力を子供たちに与えていかなければならない。そのためにどんな授業をすればいいんだ。そのためにどんな学校運営をすればいいんだ。そのためにどうすればいいんだということを常に考えていただきたい。特に学校を統括する教育委員会の皆さんは、ぜひとも真剣に考えていただきたい。子供が真に生きる力、子供が社会に立ち向かう力、それをどうすれば学校教育の中でつくれるのかということとを悩んで、悩んで、悩み尽くして、これをやろうということで勇気を持ってやっていただきたいと、思います。

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、教育委員会関係の調査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。(14 時 23 分)